

林業経営体に関する情報の登録・公表要領の運用について

制 定 平成 24 年 10 月 1 日 24 林振第 1359 号

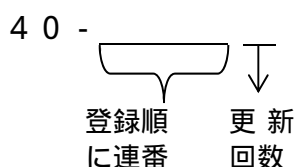
一部改正 平成 30 年 8 月 22 日 30 林振第 1583 号

(趣旨)

- 1 林業経営体に関する情報の登録・公表要領(平成 24 年 3 月 30 日 23 林振第 3039 号。以下「要領」という。)第 4 の規定に基づき知事が林業経営体に関する情報を林業経営体名簿に登録するに当たっては、要領に定めるほか、この運用の定めるところによる。

(登録の記号と番号)

- 2 登録の記号と番号は、福岡県の「40」、登録順の連続数字 3 桁、更新回数の数字 1 桁の番号で構成する。



例)

13 番目に登録した新規的林業経営体
登録番号 = 40 - 0130
3 番目に登録した林業経営体が 5 年後に
更新した場合
登録番号 = 40 - 0031

(登録の基準)

- 3 知事は、登録の申請資格を有する者から申請があった場合、次の事項について審査して登録の適否を決めるものとする。
 - (1) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではないこと。

(経過措置)

- 4 改正前の要領に基づき登録された林業事業体は、改正後の要領により登録された林業経営体とみなす。

なお、登録の有効期限は現に有効な登録期間までとし、登録内容の変更及び登録の取消に係る規定は、なお従前の例による。